

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年3月23日（平成29年（行個）諮問第55号）

答申日：平成29年9月19日（平成29年度（行個）答申第96号）

事件名：本人の労災事故に係る安全衛生指導復命書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人が平成19年特定月日に特定場所で被災した案件にかかる災害の調査復命書及び関連書類一式。被災現場に関する写真撮影をした報告書，被災態様を確認したときの状況に関する報告書，被災の状況，経緯等の事情を聴取した者（本人を含む）の申告書，聴取書など」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成28年11月29日付け宮崎労発基1129第4号により宮崎労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の求める審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

平成28年11月29日付通知書によれば，「開示をしないことにした理由」として，「開示請求のあった保有個人情報は，平成25年3月31日に文書保存期間が経過したので廃棄した」とされている。

しかし，審査請求人は，平成25年3月31日の後に当たる平成25年7月12日に労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分（残存する障害の程度を第12級12としたもの）がなされ，さらに，平成26年3月25日には，同処分の取り消し決定（残存する障害の程度を第7級の3としたもの）がなされている。

そうすると，平成25年3月31日の時点において，本件で開示請求を行った保有個人情報を廃棄していることは考えがたい。

（2）意見書

ア 意見の趣旨

情報公開・個人情報保護審査会から平成29年4月4日付で送付された平成29年（行個）諮問第55号・理由説明書には理由が無く、審査請求人が求める下記の書類について開示を認めない決定は取り消されるべきである。

- ① 審査請求人が平成19年特定月日に、特定場所で被災した案件にかかる災害の調査復命書及び関連書類一式。
- ② 被災現場に関する写真撮影をした報告書，被災態様を確認したときの状況に関する報告書，被災の状況，経緯等の事情を聴取した者（本人を含む）の申告書，聴取書など。

イ 理由

（ア）特定対象が誤っている

情報公開・個人情報保護審査会から平成29年4月4日付で送付された平成29年（行個）諮問第55号・理由説明書は，本件対象保有個人情報について，「特定労働基準監督署が特定日以降に特定場所で請求者が被災した災害について実施した個別指導を記録した安全衛生指導復命書と判断した」と特定する。

しかし，審査請求人が開示を求めた文書は，上記ア①及び②記載のとおりであって，理由説明書で特定された文書に限られるものではない。

（イ）上記ア①及び②の文書について

上記ア①及び②の文書は，障害補償給付の支給に関する処分を行うにあたり，被災態様と障害結果との因果関係などの判断に直結する重要な資料であることから，必須といえるものである。

これらの資料が，審査請求人に対する障害補償給付の支給に関する決定がなされた平成26年3月25日までの間に廃棄されるべきではなく，廃棄されているとは考えられない。

（ウ）必須の文書ではないことを理由とした廃棄について

この点，理由説明書は，諮問庁が特定した文書（安全衛生指導復命書）は，障害補償給付の支給に関する処分を行うにあたり，必須の文書ではないとし，既に廃棄されているかのように主張する。

しかし，審査請求書に記載したとおり，審査請求人に関する障害補償給付の支給に関する処分は，平成25年7月12日及び平成26年3月25日にそれぞれなされていたのだから，審査請求人にかかる記録は，少なくとも平成26年3月25日までは，一件記録として，労働基準監督署等に保管されているべきである。

実際にも，一件記録の中にある特定の文書（安全衛生指導復命書）のみを，選別して廃棄するようなことは，通常考えられない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年11月18日付け（同月21日受付）で、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求人が平成19年特定月日に、特定場所で、被災した案件にかかる災害の調査復命書及び関連書類一式。被災現場に関する写真撮影をした報告書、被災態様を確認したときの状況に関する報告書、被災の状況、経緯等の事情を聴取した者（本人を含む）の申告書、聴取書など」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年11月29日付け宮崎労発基1129第4号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、平成29年1月23日付け（同月25日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、本件対象保有個人情報保有していないとして法18条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、存在するとすれば、特定労働基準監督署が特定日以降に特定場所で請求者が被災した災害について実施した個別指導を記録した安全衛生指導復命書と判断した。

(2) 本件対象保有個人情報を保有していないことについて

安全衛生指導復命書とは、事業場に対して安全衛生に関する指導・調査を行った担当官がその所属する労働基準監督署長に指導・調査結果を復命するため、事業場ごとに作成される文書である。

安全衛生指導復命書の保存年限は、各労働局において定めているところであるが、宮崎労働局においては5年とされており、また、保存期間を経過した安全衛生指導復命書は廃棄するものとされている。

本件審査請求に係る開示請求が行われた時点で、請求者が指定する平成19年特定月日から5年以上経過しており、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）8条2項の規定に基づき、内閣総理大臣の同意を得た上で廃棄されている。

また、処分庁においては、本件開示請求を受け、念のため、特定労働基準監督署の倉庫等を探索する等により本件対象保有個人情報の有無を確認したところ、本件対象保有個人情報を保有していないことを確認した。

したがって、本件対象保有個人情報を保有していないとの処分庁の決

定は諮問庁としても是認し得るものである。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「平成28年11月29日付通知書によれば、『開示をしないことにした理由』として、『開示請求のあった保有個人情報、平成25年3月31日に文書保存期間が経過したので廃棄した』とされている。しかし、審査請求人は、平成25年3月31日の後にあたる平成25年7月12日に労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分（残存する障害の程度を第12級12としたもの）がなされ、さらに、平成26年3月25日には、同処分の取り消し決定（残存する障害の程度を第7級の3としたもの）がなされている。そうすると、平成25年3月31日の時点において、本件で開示請求を行った保有個人情報を廃棄していることは考えがたい。（原文ママ）」と主張しているが、請求者が指摘する2つの障害補償給付の支給に関する処分を行うに当たり、本件対象保有個人情報である安全衛生指導復命書は必須の文書ではなく、また処分庁に確認したところ、特定労働基準監督署の障害補償給付を担当する部署において本件対象保有個人情報の写しを保有していなかった。したがって、処分庁が本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示決定を行ったことは妥当であり、請求者の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年3月23日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月21日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年7月13日 | 審議 |
| ⑤ 同年9月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象保有個人情報は、「本人が平成19年特定月日に特定場所で被災した案件にかかる災害の調査復命書及び関連書類一式。被災現場に関する写真撮影をした報告書、被災態様を確認したときの状況に関する報告書、被災の状況、経緯等の事情を聴取した者（本人を含む）の申告書、聴取書など」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めるとし、意見書において、開示を求めた文書は、開示請求書記載のとおりであって、

理由説明書で特定された文書に限られるものではないと主張している。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 安全衛生指導復命書に記録された保有個人情報について

ア 審査請求人は、審査請求書において、「平成25年3月31日の後に当たる平成25年7月12日に労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分がなされ、さらに、平成26年3月25日には、同処分の取り消し決定がなされていることから、平成25年3月31日の時点において、本件で開示請求を行った保有個人情報を廃棄していることは考えがたい」旨主張する。

イ これに対して、諮問庁は、本件対象保有個人情報を保有していないことについて、理由説明書（上記第3の3（2））において、以下のとおり説明する。

安全衛生指導復命書の保存年限は、各労働局において定めているところであるが、宮崎労働局においては5年とされており、また、保存期間を経過した安全衛生指導復命書は廃棄するものとされている。

本件審査請求に係る開示請求が行われた時点で、審査請求人が指定する平成19年特定月日から5年以上経過しており、公文書等の管理に関する法律8条2項の規定に基づき、内閣総理大臣の同意を得た上で廃棄されている。

また、処分庁においては、本件開示請求を受け、念のため、特定労働基準監督署の倉庫等を探索する等により本件対象保有個人情報の有無を確認したところ、本件対象保有個人情報を保有していないことを確認した。

ウ 当審査会事務局職員をして諮問庁に更に説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) ①安全衛生指導復命書は、事業場に対して安全衛生に関する指導・調査を行った担当官が、所属する労働基準監督署長に指導・調査結果を復命するために作成するものであること、②労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分に必要とされている情報は、治癒（症状固定）時における労働能力の喪失の程度などの医学的な判断等であり、安全衛生指導復命書に記録されている情報とは異なるものであり、当該処分に当たり、安全衛生指導復命書は必須ではないことから、本件対象保有個人情報が記録された安全衛生指導復命書が、審査請求人に対する障害補償給付の支給に関する決定がされた平成26年3月25日までの間に廃棄されていたとしても何ら問題はないものである。

(イ) 宮崎労働局において作成した「標準文書保存期間基準準則」に基づき作成された特定労働基準監督署における行政文書の保存期間一覧表によれば、安全衛生指導復命書の保存期間は5年とされている。また、本件対象保有個人情報記録された安全衛生指導復命書は、平成19年度に作成されたものであるため、その保存期間の始期は、翌年度の平成20年4月1日であり、保存期間が満了するのは、5年後の平成25年3月31日となる。

なお、平成25年9月6日施行の「保存期間満了の行政文書の溶解処分について」という決裁文書の中にある一覧表によれば、平成19年度に作成された安全衛生指導復命書が、その際に溶解処分されたことが確認できる。

エ 諮問庁から、特定労働基準監督署における行政文書の保存期間一覧表及び平成25年9月6日施行の「保存期間満了の行政文書の溶解処分について」という決裁文書の提示を受けて確認したところ、上記ウ(イ)の諮問庁の説明のとおりであることが確認された。また、上記ウ(ア)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、本件対象保有個人情報の探索の範囲も不十分であるとは認められない。

(2) その余の文書に記録された保有個人情報について

ア 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(1))において、本件対象保有個人情報は、存在するとすれば、特定労働基準監督署が特定日以降に特定場所で審査請求人が被災した災害について実施した個別指導を記録した安全衛生指導復命書と判断したと説明する。

イ これに対して、審査請求人は、意見書において、「審査請求人が開示を求めた文書は、開示請求書記載のとおりであって、理由説明書で特定された文書に限られるものではない」、「一件記録の中にある特定の文書(安全衛生指導復命書)のみを、選別して廃棄するようなことは、通常考えられない」旨主張する。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件開示請求の対象となる文書が存在するとすれば、以下の理由により、特定労働基準監督署の安全衛生課が保有する災害調査復命書又は安全衛生指導復命書のいずれかである。

a 災害調査復命書とは、災害調査を行った調査担当者(労働基準監督官、産業安全専門官等)が、災害発生状況、原因、対策及び行政上の措置に係る所見等をまとめた文書であり、所属する労働基準監督署長に復命し、当該災害に係る行政機関としての

措置について、その要否等を伺う文書である。

災害調査は、死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定される職権に基づき、調査担当者が労働災害の発生原因を究明し、再発防止策を決定するために実施されるものである。また、同種災害の再発を防止するため、法違反等に対し、行政としてどのような措置を行う必要があるかを検討するものである。

このように災害調査復命書は、労働基準監督署において、個別の労働災害に係る行政指導のみならず、同種災害を防止するための施策を決定するための資料として使用されるものである。

b 安全衛生指導復命書とは、労働災害の再発防止及び安全管理の向上等を目的として、事故の発生状況や原因、事業場の安全管理全般の調査等の行政指導を行った際に作成する文書である。事業場に対して安全衛生に関する指導・調査を行った担当官が、所属する労働基準監督署長に指導・調査結果を復命するため、事業場ごとに作成される。安全衛生指導は、災害調査と異なり、災害発生の有無や労働災害の被害の程度に関わらず、実施されるものである。

(イ) 上記(ア) aのとおり、災害調査復命書は、死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に作成されるものであり、審査請求人が平成19年特定月日に特定場所で被災した労働災害は、これらに該当しないため、災害調査復命書は作成されていない。また、当該労働災害は、重篤な労働災害ではなかったが、特異な事故であったため、当時の担当者が、労働災害発生後の安全衛生指導を実施したことを記憶していたことから、安全衛生指導復命書が作成されていたものと判断した。

(ウ) また、審査請求人が主張する一件記録の中にある特定の文書（安全衛生指導復命書）のみを、選別して廃棄するようなことは、通常考えられないという点については、安全衛生指導復命書及びその添付資料を含めて、理由説明書において安全衛生指導復命書と表記したものであり、安全衛生指導復命書本体のみを指しているわけではない。

ウ 上記イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

(3) 以上より、宮崎労働局において本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していない

として不開示とした決定については，宮崎労働局において本件対象保有個人情報情報を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子